

新型コロナウイルス感染症

岐阜県非常事態宣言期間の スポーツ施設の利用について

**4月26日(月)～5月11日(火)まで
施設利用を夜間8時(20時)とする。**

※20時までに後片付けを行い退館するようにしてください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため岐阜県独自の非常事態宣言が発表されました。第四波を食い止めるため市内の体育施設(学校開放施設を含む)の夜間利用時間を短縮します。何かとご迷惑をお掛けしますがご理解、ご協力をお願いします。

下呂市役所 市民活動推進課 スポーツ係

電話:0576-24-2222(内257)